

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第91号

松浦海区内におけるウニ（アカ、バフン、ムラサキの各種を含む）の乱獲を防止し、資源保護のため、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年8月31日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正

1 採捕禁止期間

- (1) アカウニ、バフンウニは11月1日から翌年2月末日まで
- (2) ムラサキウニは7月1日から12月20日まで

2 指示の期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで。